

## 特記仕様書

業務名：きらら広場再整備設計業務

必須事項 (項目)	内容
1. 契約の 方法種類	契約は、総価契約による「委託契約」とする。 履行方法は、一括履行による。
2. 総則	(1) 本特記仕様書は、「きらら広場再整備設計業務」(以下「本業務」という)に適用する。 (2) 本特記仕様書に定めのない事項は「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」に定めるものとする。本特記仕様書、「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」に明記されていない事項については、本市担当者と協議して決める。 (3) 本市からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点を持って、返却すること。ただし、本市から許可を得た場合はこれに該当しない。 (4) 受託者は、作業に際し生じる関係諸官庁、土地所有者及び居住者等と協調を保ち本市監督員の指示を受けて正確かつ誠実に作業を行うこと。また、諸手続きに必要な資料を調整・準備すること。 (5) 受託者は、作業中に生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があったりしても、本市はその責任を負わないものとし、受託者において処理すること。 (6) 作業が完了すれば、直ちに完成届と成果品を提出して本市の検査を受けること。
3. 業務概要	阪神電気鉄道神戸高速線「西元町駅」西口の南にある「きらら広場」は、1993年(平成5年)4月に完成し、その後、人が集い・活用できる広場として、2004年(平成16年)に再整備し、西元町の顔として市民に親しまれてきた。 現在、神戸駅では、駅前広場のバスロータリーやタクシーロータリーの再編及び地下駐輪場の整備により創出された空間を人のための広場として再整備する取り組みを進めており、併せて神戸駅から元町地区に至る動線上に位置するきらら広場を元町地区側の玄関口として、回遊性の向上を目指して、憩い・くつろげる機能や利活用機能など多様な機能が共存する魅力的な空間となるよう、再整備を実施する。 近年の夏は「これまで経験したことのないような」異常高温が発生し続けていることから、安心して快適に広場を利用いただけるよう、効果的な異常高温対策の機能を取り入れた先進的なクールスポットとして整備を実施する。 本業務は、きらら広場が西元町駅の顔となるような駅前空間となることを目指して基本計画・詳細設計を行う。
4. 契約期間	契約締結日翌日から令和6年12月27日までとする。
5. 履行場所	神戸市中央区相生町1丁目

<p>6. 技術者</p>	<p>(1) 管理技術者 業務の管理及び統括等を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。 ア 以下のいずれかの資格を有すること 技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画 又は、道路） 技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画 又は、道路）</p> <p>(2) 照査技術者 成果物の内容について技術上の照査を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画 又は、道路） ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画 又は、道路） ・RCCM（都市計画及び地方計画部門 又は、道路）</p> <p>(3) 土木設計技術者 広場全体の土木構造物設計に係る業務を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：道路） ・技術士（建設部門 選択科目：道路） ・RCCM（道路）</p> <p>(4) ランドスケープデザイン技術者 広場、街路、夜間景観など屋外空間のデザインに係る業務を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。 ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）、 ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画） ・RCCM（都市計画及び地方計画部門） ・登録ランドスケープアーキテクト</p> <p>(5) その他 ・管理技術者は、土木設計技術者又はランドスケープデザイン技術者のいずれかを兼ねることができるものとする。 ・管理技術者と照査技術者は兼ねることはできないものとする。</p>
<p>7. 関係仕様書及び準拠すべき図書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書</li> <li>・神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書に示す主要技術基準及び参考図書</li> <li>・神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書</li> <li>・神戸市標準構造図集（土木一般工事）</li> <li>・神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例</li> <li>・神戸市道路設計指針（案）</li> <li>・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル</li> <li>・神戸市歩道整備指針</li> </ul>

- ・ストリートデザインガイドライン - 居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書 - (令和2年3月 国土交通省 都市局 道路局)
- ・神戸市消防用設備等技術基準
- ・「高齢者障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省編)
- ・「福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル編」(兵庫県編)

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20\\_000000199.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000199.html)

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備計画基準」(公共建築協会編)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備設計基準」(公共建築協会編)

建築構造設計は、以下の図書等を参考に行うこと。

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修「建築構造設計基準及び参考資料」(公共建築協会編)
- ・日本建築センター指針
- ・日本建築学会各種基準

上記の関連図書については、最新のものを参照すること。契約期間内に関連図書が改定された場合には、本市担当者と協議のうえで判断するものとする。なお、参考図書については、設計報告書に明記し、抜粋添付すること。

**8. 業務内容** きらら広場の再整備に向けた基本計画・詳細設計を実施する。

1. 設計条件
- ・きらら広場は、道路法上の道路区域であるため、道路法や道路交通法、建築基準法等の規制がかかることを踏まえた設計とすること
  - ・広場をイベントなどで活用できるような設えとすること。
  - ・夏季の異常高温対策として、快適な空間の創出のための対策や設計上の工夫について、目指すべき効果を明確にしたうえで、技術的裏付けをもった施策を導入すること
  - ・みなと元町タウン協議会より提出されている「JR神戸駅・ハーバーロード周辺のまちづくり構想」と併せ、別途業務で実施しているきらら広場の使い方に関する地元地域の意見を反映した広場計画とすること
  - ・令和6年度に市内において異常高温対策の実証実験を予定しており、その結果を踏まえて異常高温対策の技術をきらら広場に導入することを検討しているため、本市との協議に応じて内容を反映すること。
  - ・広場の再整備費用は上限1.5億円とした設計の内容とすること(撤去費は別途)
  - ・既存物件のうち、以下については存置とする。それ以外の既存物件については、撤去できるものとして提案すること。

対象物件	取扱い
石柱(兵庫県里程元標と解説碑)	存置
コベリンポート	原則、存置
案内サイン	広場内移設可
樹木	既存樹の伐採や移植の提案は可とするが、必要最小限に留めることが望ましい
道路(車道)照明、標識、信号	撤去・移設不可。

歩行者用照明	<p>撤去・移設可。ただし、撤去・移設する場合は市の基準で必要な照度を確保するため、照明の新設等を行うこと。</p> <p>※歩行者用照明</p> <p>水平面平均照度で5 lx以上、路面の照度均斉度で0.2 以上を標準とする。</p> <p>なお、商業地域における駅前広場や駅に接続する周辺道路の歩道については、水平面平均照度で10 lx以上が望ましい。</p>
--------	--

## 2. 設計業務内容

### (1) 現地調査

現地もしくは書面資料等において、既存物件や設備系統の状況など広場設計に必要な情報を調査・整理し、法規上も含め要調整課題を抽出すること。

### (2) デザインコンセプトの検討

きらら広場が西元町駅の顔となるような空間となるよう景観に配慮した整備検討を行う。検討に当たっては、「整備コスト」「維持管理のしやすさ」にも配慮して検討を行うこと。

### (3) 有識者等への意見聴取

①異常高温対策の技術導入については、異常高温対策に関して知見のある有識者の意見聴取を行い、反映すること。意見聴取をする有識者の選定は、本市と協議のうえ、決定すること。なお、有識者への謝礼等の対応は事業者にて実施すること。

②有識者会議である神戸市景観審議会公共空間デザインアドバイザー専門部会や本市の道路デザイン検討会、街路緑化審議会など、景観デザインに関する審議に図るのに必要な資料作成を行うこと。併せて、委員より出た意見を本市と協議のうえ、設計に反映させること。

なお、公共空間デザインアドバイザー専門部会には出席すること。

### (4) 基本計画・詳細設計

既往成果及びプロポーザルでの提案を踏まえ、きらら広場の基本計画・詳細設計を行う。

#### a) きらら広場基本計画

地元地域がイメージするきらら広場の使い方や整備について、別途業務にてまとめた意見を踏まえた広場整備の基本計画を作成すること。

基本計画の策定にあたっては、舗装、照明、植栽、その他ストリートファニチャー等の内容を示すとともに、特に以下の点について整理・設計をすること。

- ・広場の利活用方法とそれに必要な広場機能
- ・異常高温対策の実施内容、個所等
- ・通行機能、回遊性向上の考え方

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の照明計画</li>   <li>b) きらら広場詳細設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画で決定した内容を、工事発注に必要な詳細設計を行うこと。また、工事発注に必要な新設・撤去の平面図、断面図、縦断面図、構造物等の一般図、数量計算書を作成すること。</li> </ul> </li>   <li>c) パース作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>設計内容に基づき、市民への事業説明やプロモーション等を目的とした完成予想パースを作成する。現時点では6枚（視点場3か所×日中と夜間の2種類）を想定しており、アングル、縮尺等については監督員と協議のうえ決定する。</li> </ul> </li>   <li>(5) 施工計画案の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記（4）により検討した設計内容を実現するにあたって必要な施工計画の検討を行う。具体的には、仮設計画、動線計画、地下埋設物を含む支障物件の移設等について警察、交通事業者、地下埋事業者とも協議のうえ検討を行うものとし、施工手順図及びそれに対応した工程表としてとりまとめを行うものとする。</li> </ul> </li>   <li>(6) 概算工事費算出 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の設計結果を基に、概算工事費を算出する。</li> <li>なお、神戸市の積算基準資料（土木工事標準積算基準書、神戸市公共建築工事積算基準等）に基づき、算出すること。</li> </ul> </li>   <li>(7) 関係者協議資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との協議資料作成を行うこと（地元、警察、地下埋設物事業者等）</li> </ul> </li>   <li>(8) 設計協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>協議は、初回、中間5回、納品の計7回を目安とする。</li> <li>別途、基本計画・設計に関して地元と協議する場に参加すること。（4回を目安とする）併せて、公共空間デザインアドバイザー専門部会に出席すること。（2回を目安とする）</li> </ul> </li>   <li>(9) 報告書作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の検討結果等を取りまとめた報告書を作成する。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>9. 成果品</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書：平面図、断面図、縦横断面図、構造物等の一般図、数量計算書、概算工事費、施工計画案、協議記録、パース</li> </ul> <p>※提出形式は、紙ベース2部、電子データ（CD-R:PDF, DWG）2部とする。</p>
<p><b>10. かし担保期間</b></p>	<p>完成検査合格の当日より12箇月</p>

11. 貸与品	<p>業務に必要な本市所有の関係資料は、契約後、必要に応じて貸与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況平面図（縮尺：1/200）</li> <li>・道路区域図</li> <li>・JR 神戸駅・ハーバーロード周辺のまちづくり構想</li> <li>・道路設計指針（神戸市）</li> </ul>
12. その他	<p>(1)環境への配慮（環境マネジメントシステム）</p> <p>神戸市では、調達すべき環境物品等や環境配慮型契約の種類や調達目標を「神戸市グリーン調達等方針」として定めています。</p> <p>本業務においても「神戸市グリーン調達等方針」を反映することとしておりますので、趣旨を理解の上ご協力をお願いします。</p> <p>業務着手前に神戸市環境局ホームページ「グリーン調達の推進」において確認してください。</p> <p>URL <a href="http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/green/">http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/green/</a></p> <p>(2)諸経費</p> <p>報告書印刷製本費・電子成果品作成費は諸経費に含むものとする。</p> <p>(3)成績評定</p> <p>成績評定点の如何にかかわらず、成績評定を通知します。また、成績評定が60点未満のとき履行状況が不良なときとみなして指名停止措置をとります。</p> <p>(4)ウィークリースタンスの推進</p> <p>本業務はウィークリースタンスの推進の対象業務とし、受発注者間で以下の通り目標を定め取り組むものとする。</p> <p>受発注者は、ウィークリースタンス推進チェックシートを作成し初回打合せにおいて受発注者間で取り組み内容を定めるものとする。</p> <p>「ウィークリースタンス」とは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としているものである。</p> <p>なお、チェックシートは下記のURLを参照。</p> <p>URL:<a href="http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/construction/work/sekkei.html">http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/construction/work/sekkei.html</a></p>